

Ⅲ 企画調整・市町村連携

1 広報普及啓発

地域住民の保健医療情報に関するニーズが増大・多様化する中で、地域住民に正確な情報を迅速かつ積極的に提供し、健康への意識を高めることがますます重要になっている。

保健所は地域保健情報の調査・収集と地域への情報発信機能を担っており、様々な広報普及啓発活動を実施している。

(1) 健康情報紙の発行

タイムリーな情報を広く一般住民向けに提供するため、季刊型健康情報紙「けんこう情報 みなみたま」を年3回（計35,800部）発行し、管内各市の自治会及び関係機関に配布した。

(2) 小中学校へのメール配信

学校関係者にタイムリーな情報を提供するため、管内小中学校及び教育委員会へ、メールによる情報発信を年12回行った。

(3) 南多摩保健所ホームページ

誰もが見やすく、使いやすいホームページを目指し、各種事業の紹介、保健衛生情報などを随時掲載し提供している。

南多摩保健所 ホームページアドレス

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/hokenjyo/minamitama>

(4) 管内大学へのメール配信（再掲 39頁 4（5）ウ 参照）

大学生の健康づくり支援の一つとして、管内11の大学及び短期大学にメールによる情報提供を12回行った。

(5) その他

ア 市報への掲載依頼等

日野市、多摩市、稲城市、八王子市及び町田市の協力により、市の広報紙を通じて事業の周知を図るほか、パンフレットの作成、配布、所内外のポスター掲示等により、広報活動を行っている。

イ 保健医療福祉データ集の発行

事業概要に掲載していた「健康指標」を平成17年度から、圏域の関連データを体系的にまとめた「南多摩保健医療圏保健医療福祉データ集」として独立させて作成し、ホームページに掲載している。

ウ 資料室の整備

資料室において関係資料、DVD等を整理・保管し、関係機関等からの申請に基づき、貸出しを行っている。

2 情 報 公 開

東京都では昭和60年4月から、都民の請求に応じて情報を公開する公文書開示制度を実施している。平成29年11月からは、公文書情報提供サービスによる情報提供も開始した。当所においても、住民や関係機関からの公文書開示請求や照会、相談等に応じている。

令和6年度は、公文書開示請求及び公文書情報提供サービスによる提供依頼が437件、行政照会が54件あった。

なお、情報公開推進の一環として、東京都公式ホームページにおいて、平成29年2月より食品営業台帳情報、令和7年4月より医療機関等台帳情報、薬局等台帳情報及び環境衛生施設台帳情報を公開している。

表2－1 情報公開利用状況

区 分	件 数	内 訳	件 数
公文書開示請求	271	食品衛生関係	22
		環境衛生関係	81
		診療所等開設関係	119
		薬事指導関係	45
		その他	4
公文書情報提供サービス	166	食品衛生関係	16
		環境衛生関係	100
		診療所等開設関係	24
		薬事指導関係	24
		その他	2
行政照会（情報提供）	54	食品衛生関係	32
		環境衛生関係	8
		診療所等開設関係	13
		薬事指導関係	8
		その他	4

注：1件の請求が複数の内訳を含むことがあるため、件数と内訳件数の計は一致しない。

3 統 計 調 査

統計法等に基づき、厚生労働行政の基礎資料を得るため、人口動態調査をはじめとした各種統計調査を実施している。

(1) 人口動態調査

人口の量的質的变化を常時把握するため、統計法による基幹統計として、人口動態調査が行われている。市町村長が人口動態調査票を作成し、保健所が審査集計の上、毎月都知事を経由して厚生労働省へ提出している。

(2) 衛生統計調査

次のような衛生統計調査を実施している。

ア 医療施設調査

医療施設の分布及び整備の実態と診療機能を明らかにし、医療行政の基礎資料を得るため、動態調査を毎月実施する。この調査には、他に3年周期で行う医療施設静態調査があり、次の調査該当年は、令和8年度である。

イ 患者調査及び受療行動調査

医療行政の基礎資料を得ることを目的とし、厚生労働省が無作為に抽出した医療施設等を利用した患者を対象に、3年周期で実施する。傷病の状況等の実態を明らかにするための患者調査と患者の医療に対する認識や行動を明らかにするための受療行動調査がある。

次の調査該当年は、令和8年度である。

ウ 地域保健・健康増進事業報告

地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

一年度分の実績について保健所・市が指定の様式で報告書を作成し、都知事を経由し、厚生労働省に提出している。

(3) その他の統計調査

国民保健の実態を知り、社会保障や厚生労働行政の基礎資料とするため、統計法に基づき、各種調査を実施している。令和6年度の管内の実施状況は表3-1のとおりである。

表3-1 その他の統計調査実施状況

調 査 名	目 的	実施日	対 象
国民生活基礎調査 (小規模調査実施)	国民生活の基礎的事項について世帯面から総合的に把握し、厚生労働行政施策の基礎資料を得る。3年周期で大規模調査を行う。	6月6日	4地区： 200世帯
2024年社会保障・ 人口問題基本調査 (第9回世帯動態調査)	世帯変動の実態と要因を明らかにするとともに、世帯数の将来推計の精度を高めるための基礎データを収集する。	7月1日	1地区： 41世帯

4 研修・教育・学校保健との連携

地域における保健医療従事者及び福祉・介護従事者の資質の向上、人材育成を図るため、関係機関等を対象に研修・衛生教育・実習生受入等を行い、公衆衛生の向上に努めている。

(1) 市町村等支援研修

保健医療関係者が新たな地域課題を踏まえ、ともに学び、考え、実践に活用できるための積極的な学習機会とすることを目的として、南多摩保健医療圏域内の保健・医療・福祉関係者を対象に、具体的、実践的な研修を実施している。

表 4－1 市町村等支援研修実施状況

対 象 者	実施日	参加人員	場 所	内 容 及 び 講 師
圏域内の管理 栄養士、栄養 士、調理師、 調理従業員等	7月19日	129名	ベルブホール	人材育成研修（栄養士） 「給食での食物アレルギー対応 ～最新情報と対応のポイントを徹底解説！～」 別府大学食物栄養科学部 教授 高松 伸枝 氏
圏域内の教育 関係機関等	7月30日	192名 会場55名 Web137名	パルテノン多摩 (オンライン併用)	自殺対策推進研修 『『生きづらさ』を抱える若者たちへの支援について ～若者に増加するオーバードーズにどう向き合うか～』 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所薬物依存研究部部長 松本 俊彦 氏
圏域内の市・ 保健所職員	10月30日	27名	南多摩保健所	政策トピックス研修 「避難所運営ゲームで考える災害対策～避難所における要配 慮者の支援も考えよう～」 南多摩保健所地域保健推進担当課長
圏域内の市、 保健所の新任 期教育に関わ る保健師で、 管理期ではな い者	11月29日	24名	南多摩保健所	人材育成研修（中堅期保健師） 「令和の人材育成を考える～地域で活躍できる「人財」を どう育て、どう育ちあっていくか～」 湘南医療大学 准教授 澤井 美奈子 氏
圏域内の市、 保健所の新任 期保健師 (概ね入職 1 ～2年目)	12月16日	24名	南多摩保健所	人材育成研修（新任期保健師） 「保健師活動の基本を学ぼう ～情報の整理とアセスメント～」 杏林大学 保健学部 看護学科 看護学専攻 教授 大木 幸子氏 八王子市 健康医療部 健康危機管理担当課長 片岡 幸子 氏
圏域内の 歯科衛生士	1月17日	35名	南多摩保健所 (オンライン併用)	人材育成研修（歯科衛生士） 「健康長寿の鍵となるオーラルフレイル対策とは ～高齢者の健康づくり事業に関わる自治体職員に向けて～」 東京歯科大学 老年歯科補綴学講座 教授 上田 貴之 氏

圏域内の 保健・医療・ 福祉関係者	1月22日	98名	八王子市生涯学習 センター (クリエイトホール)	第25回 南多摩保健医療圏地域保健医療福祉フォーラム 発表テーマ 「地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステム深化・ 推進への取組」 「地域における予防活動の取組(健康づくり・介護予防・虐待 予防等)」 「地域保健医療推進プランに掲げる様々な取組」 【演題発表(11題)及び誌上発表(1題)】
圏域内の食育 関係者等	2月26日	113名	八王子市保健所 (オンライン併用)	食育研修 「給食施設における栄養士の役割 ～食育と保護者支援～」 相模女子大学栄養科学部健康栄養学科 教授 堤 ちはる 氏
管内の市・ 保健所職員	3月4日	16名	南多摩保健所	政策トピックス研修 「令和6年能登半島地震災害派遣報告～嘔吐があった時の感 染症対策～」 南多摩保健所感染症対策担当職員

(2) 実習生等受入れ

公衆衛生関係の人的資源の確保と保健医療関係者の公衆衛生についての理解を深めるため、大学等の依頼に基づく保健師学生や管理栄養士学生等の実習生を受け入れ、保健所事業の説明、公衆衛生活動の実践指導や体験参加学習等を実施している。

表 4-2 実習生指導状況

対象	学校名	実施期間	実人数	延日数	指導内容等
保健師学生	駒沢女子大学看護学部 看護学科	30日間	6	180	各種業務説明、地域診断、PDCA による活動の実際、個別支援(家 庭訪問、面接相談、電話相談等)、 集団支援(健康教育、グループ支 援等)、地区組織活動、地域ケア システム、健康危機管理等
管理栄養士 学 生	実践女子大学	6日間	24	144	各種業務説明、特定給食施設指 導(巡回相談、栄養管理講習会)、 調理師研修会、栄養成分表示、 栄養指導媒体の作成等
	駒沢女子大学	6日間	3	18	
歯科衛生士 学 生	東邦歯科医療専門学校	1日間	23	23	講義(地域保健・公衆衛生と保 健所の役割、生活環境安全課の 業務、地域における歯科保健活 動、南多摩・多摩府中保健所に おける歯科衛生士の業務)、グル ープワーク
医 学 生	東京医科大学	1日間	4	4	講義(公衆衛生医師について、 各種業務説明)
	東京女子医科大学	1日間	4	4	

(3) 医師臨床研修受入れ

研修医が、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、保健所の役割を理解するとともに、地域保健及び公衆衛生活動に関する考え方を身につけることを目的に、平成17年度より受入れを開始した。

表 4－3 医師臨床研修の受入れ状況

所属	受け入れ期間	人数	指導内容等
受入れなし			

(4) 健康教育

保健所では、保健衛生に関する理解と関心を高め、健康で快適な日常生活が過ごせる地域づくりを目的に、広く地域住民・営業者・関係機関等を対象として講演会や講習会等の場面を通じ、健康教育活動を行っている。

表 4－4 健康教育実施状況

区分	総 数		会 場			
	回数	参加延べ人員	所 内		所 外	
			回数	参加延べ人員	回数	参加延べ人員
令和5年度 総数	79	2,965	57	2,179	22	786
令和6年度 総数	90	2,796	65	1,890	25	906
感染症	5	204	3	157	2	47
（再掲）結核	2	47	－	－	2	47
（再掲）エイズ	－	－	－	－	－	－
精神	3	102	0	0	3	102
難病	1	42			1	42
母子	0	0	0	0	0	0
成人・老人	0	0	0	0	0	0
栄養・健康増進	13	487	11	342	2	145
歯科	5	286	5	286	－	－
医事	3	118	3	118	－	－
薬事	1	40	－	－	1	40
食品	47	904	37	515	10	389
環境	8	346	4	237	4	109
その他（自殺対策・災害等）	4	267	2	235	2	32

※所内開催には、オンライン開催、書面開催を含む。

(5) 大学生の健康づくり支援

南多摩保健所管内は、計11の大学、短期大学を有している。大学の保健管理部門担当者と

の連携により大学生の健康づくりを推進するため、平成24年・25年度に課題別地域保健医療推進プラン「大学保健管理部門ネットワーク支援事業」を実施し、大学保健管理部門担当者と保健所担当者間及び大学保健管理部門担当者間の継続的なネットワークの構築支援を行った。平成26年度以降は、ネットワークを活用しながら、大学生の健康づくりに対する取組を行っている。

ア 大学保健管理部門担当者と保健所担当者とのネットワーク会議の開催

イ 保健所事業の大学との協働実施

- ・世界禁煙デー、東京都H I V検査・相談月間、東京都エイズ予防月間、ピンクリボンキャンペーン、女性の健康週間での学内への啓発資材の設置
- ・若年者向け自殺防止啓発資材の学内への設置

ウ メーリングリストによる保健所からの情報提供（12回）

エ 各大学の要望に応じた大学生の健康づくりに関する支援（感染症に関する相談、情報提供等）

5 自 殺 対 策

日本の自殺者数は平成10年に急増し、その後年間3万人を超え続けてきたが、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以来、自殺対策は大きく前進し平成22年以降連続で減少してきた。しかし、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により、社会全体の自殺リスクが高まり、女性及び若年者の自殺者数が増加した。日本の自殺死亡率は先進諸国の中で高い水準にあり、自殺対策は社会全体で取り組むべき大きな課題となっている。

東京都内では、厚生労働省人口動態統計によると令和5年には2,196人の方が自殺で亡くなっており、特に30歳未満の若年層の自殺者の割合が全国と比較して高い傾向がある。

当保健所では、圏域の関係機関と協働して若年層向け自殺予防普及啓発リーフレットを作成するなど、各年齢層の抱える問題に対応したきめ細かな自殺対策に向けて、事業を実施している。

(1) 圏域内のネットワーク構築に向けた取組

南多摩医療圏自殺対策担当者連絡会の開催（6月12日 集合開催）

(2) 市民向け普及啓発・労働分野への普及啓発

- ・リーフレット「こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク 相談窓口一覧」配布
- ・チラシ「働き盛りの皆様へ 知ってもらいたい3つのコト」配布
- ・健康情報紙「けんこう情報みなみたま」への記事掲載（7月）
- ・ホームページ、保健所庁舎壁面を利用した懸垂幕、ポスター掲示等による啓発
- ・八王子労働基準協会会報誌への寄稿（9月：秋号、2月：新年号）
- ・日野市主催の自殺対策街頭キャンペーンへの参加（3月19日）
- ・多摩市主催の自殺対策街頭キャンペーンへの参加（3月19日）

(3) 若年層向け自殺対策

- ・自殺対策推進研修の実施（再掲 36頁 4(1)参照）
- ・管内大学保健管理部門担当者へのメール配信（9月、3月）
- ・小中学校へのメール配信（8月）
- ・若年層向け普及啓発資材「10代後半から20代のあなたへ」の更新・設置（各関係機関）
- ・看護師・保健師・助産師免許申請時に若年層向け普及啓発資材「10代後半から20代のあなたへ」を配布

(4) 身近なゲートキーパー等養成

- ア 八王子労働基準協会新入職員向け研修（4月3日）
- イ 所内職員向けゲートキーパー研修（4月11日）
- ウ 駒沢女子大学看護学部看護学科での講義（12月11日）

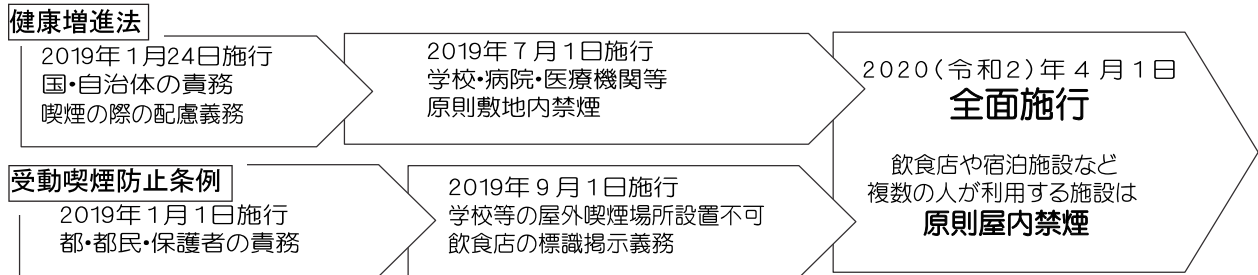
6 受動喫煙防止対策

日本では受動喫煙による年間死亡者数は推定約1万5千人と言われており、受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患等、様々な疾患と関連することが明らかとなっている。

このような背景から、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的として、健康増進法の改正・東京都受動喫煙防止条例の制定が行われ、令和2年4月に全面施行となった。

当所では、受動喫煙防止対策の普及啓発や法令に基づいた相談等の対応を行っている。

(1) 法・条例の施行概要



(2) 普及啓発

- ア 禁煙週間（5月31日～6月6日）、世界禁煙デー（5月31日）に合わせたキャンペーン実施
- イ 普及啓発資材の関係機関への送付及び駅頭配布、コミュニティバスでのポスター掲示等
- ウ 南多摩保健所ホームページ掲載、保健所庁舎懸垂幕掲出、ポスター掲示等
- エ 健康情報紙「けんこう情報みなみたま」掲載（11月）
- オ 飲食店への店頭表示の確認及び普及啓発実施
- カ 飲食店及び都民を対象とした、普及啓発資材の作成及び配布

(3) 相談等対応

表6-1 相談等対応件数

	総件数	うち通報等対応※
令和5年度	94	5
令和6年度	84	3

※令和6年度の通報等対応のうち、
立入検査を行ったものは2件。
勧告、公表、命令、過料処分は無し。

(4) 喫煙可能室（店）設置施設の届出受理

一定の条件を満たした既存飲食店は、飲食等も可能な「喫煙可能室」を設置できる。保健所では設置施設の届出の受理を行っている。

表6-2 喫煙可能室（店）設置施設の届出受理件数

	新規	変更	廃止
令和5年度	5	2	2
令和6年度	2	1	1

7 地域保健医療推進プラン

南多摩保健医療圏地域保健医療推進プランは、「住民のいのちと健康を守る」ことを基本理念に掲げ、圏域内の全ての人が心身ともに健康で、また安全な生活環境で、安心して生活できるようにすることを目指している。

(1) 地域保健医療推進プラン

ア 策定・改定の趣旨

東京都では、「東京都保健医療計画」の第三次改定を踏まえ、地域の保健医療を総合的に推進するための包括的な計画として「地域保健医療推進プラン」を策定することとし、南多摩保健医療圏（八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市（以下「圏域」という。））では、「南多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン（以下「プラン」という。）」を平成16年3月に策定した。

その後、平成20年度、平成25年度及び平成30年度に改定を行い、更に令和6年度には、東京都保健医療計画の第七次改定との整合性を図りつつ、地域の実情や課題を踏まえ、地域保健を総合的に推進していくため、令和6年度から令和11年度までを計画期間として改定を行った。

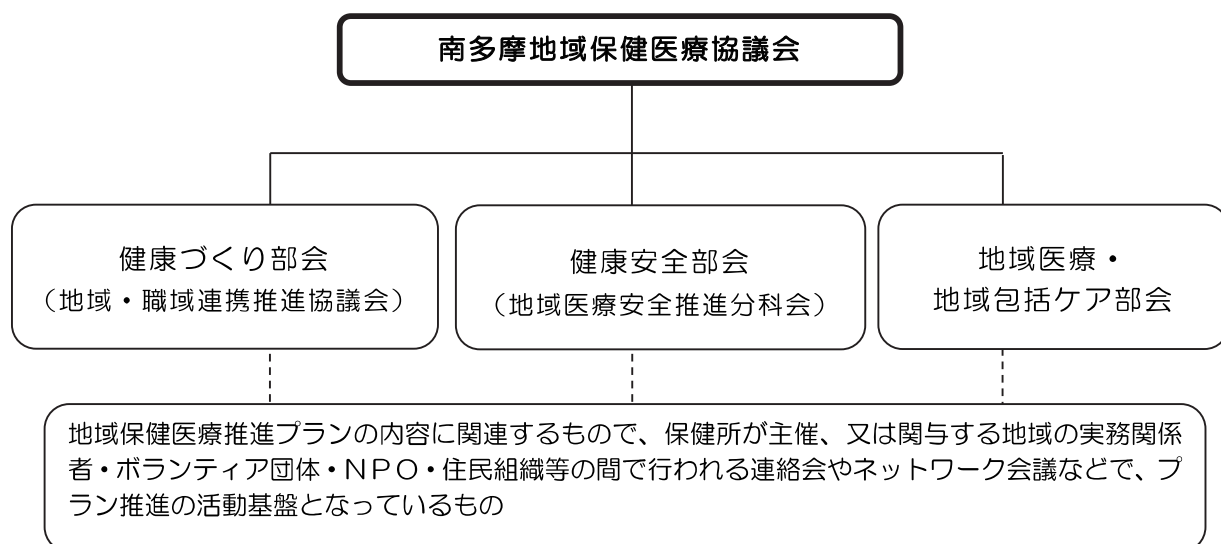
イ 主な位置付け及び性格

- (ア) 圏域の保健医療の現状と課題を明らかにするとともに、保健所、市、医師会等の関係機関の役割を整理し、圏域の保健医療を総合的に推進するための包括的な計画
- (イ) 圏域の健康課題を把握し、目標の設定を行った実効性の高い計画

ウ 推進体制

総合的な保健医療施策を計画的に推進し、地域における保健衛生の向上と健康で安全な地域づくりを図るために設置している南多摩地域保健医療協議会において、プランの進行政管理、課題の検討、評価等を行っている。

【総合的保健医療施策推進体制】



（２）課題別地域保健医療推進プラン

地域保健医療推進プランの具体的行動計画として、「課題別地域保健医療推進プラン」を策定し、地域保健医療推進プランの着実な推進を図っている。

当所では令和６年度に、次の事業を展開した。

『市販薬の過量服用（オーバードーズ）等の乱用防止に係る普及啓発活動を踏まえた自殺総合対策の取組』（令和６年度）

ア 背景

近年、10代・20代の若者を中心に、処方箋がなくてもドラッグストア等で購入できる市販薬（OTC薬）の乱用が広がっており、当所では、令和５年度に医薬品の適正使用及びオーバードーズの危険性に関する情報を発信する普及啓発資料を作成した。

10代・20代の若い世代を中心にオーバードーズが増加している背景には、家庭や学校等で感じている「生きづらさ」があり、そのような若者が相談支援につながることで、周囲の支援者が適切に対応できることは、自殺対策と共通している。そのため、自殺対策の取組をオーバードーズの危険性や相談先の啓発も含めて展開することで、より効果的なゲートキーパー（自殺のリスクにつながるような悩みに気づき、必要な支援につなげ、見守る人）の啓発となる。

イ 目標

オーバードーズの問題について、自殺対策の普及啓発と連動して行うことにより、『東京都自殺総合対策計画』及び『南多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン』において重点的に取り組むとしている「若者の自殺対策の推進」を図る。

ウ 事業内容

（ア）講演会等による関係者向けの啓発

- ・オーバードーズをテーマにした若者支援者向け自殺対策講演会を開催
- ・八王子労働基準協会講習会（４月新入社員対象）にて講義を実施
- ・薬物乱用防止５市関係者連絡会にて、「オーバードーズに関する相談対応について」研修を実施
- ・南多摩保健医療圏地域保健医療福祉フォーラムでオーバードーズ啓発物作成の経緯・普及啓発状況を演題発表

（イ）普及啓発物の作成・更新

- ・オーバードーズと自殺総合対策の関連性に係るチラシ「若い世代にオーバードーズが増えています」の作成
- ・若者向け自殺対策リーフレット（扉）の更新（オーバードーズ相談先の追加）。

（ウ）普及啓発物の配布、案内

様々な機会を捉え、オーバードーズ及び自殺対策の啓発物の配布・案内を行った。

（エ）連絡会等を活用した啓発、関係機関との連携

- ・大学生の健康づくりネットワーク連絡会での啓発
- ・圏域５市自殺対策担当者連絡会での啓発
- ・管内高等学校、管内大学への聞き取り調査

(3) 関係機関との連携

南多摩保健所では、圏域の保健医療施策の充実、関係機関とのネットワークづくり、地域保健医療推進プランの実現に向け、圏域の住民等の代表や関係団体、保健医療福祉関係者、地域の行政機関、学識経験者等による協議を行う各種会議を設置運営している。

表 7－1 各種会議開催状況

会議名	開催日	委員数	開催場所	議 事 内 容
南多摩地域保健医療協議会	7月25日	39名	南多摩保健所 (オンライン併用)	1 地域保健医療推進プランの最終評価について 2 地域保健医療推進プランの改定原案について 3 南多摩地域保健医療福祉フォーラムについて
南多摩保健所協議会	11月28日	27名	南多摩保健所 (オンライン併用)	1 南多摩保健所の概要 2 主要事業の取組状況
南多摩地域保健医療協議会 健康づくり部会 (地域・職域連携推進協議会)	2月27日	17名	南多摩保健所 (オンライン併用)	1 南多摩保健医療圏地域保健医療推進プランのベースライン(案)について 2 各機関からの取組報告
南多摩地域保健医療協議会 健康安全部会 (地域医療安全推進分科会)	2月7日	16名	南多摩保健所 (オンライン併用)	1 南多摩保健医療圏地域保健医療推進プランのベースライン(案)について 2 各機関からの取組報告
南多摩地域保健医療協議会 地域医療・地域包括ケア部会	2月18日	21名	南多摩保健所 (オンライン併用)	1 南多摩保健医療圏地域保健医療推進プランのベースライン(案)について 2 各機関からの取組報告

8 健康危機管理

感染症、医薬品、食中毒、毒物・劇物等の原因により都民の生命と健康を脅かす健康危機が発生した場合に、迅速かつ適切な対応により被害の拡大を防止するため、平時より関係機関との連携、協議及び訓練等を実施している。

（１）健康危機管理対策・新型インフルエンザ等感染症対策

東京都は、平成11年５月に個別のマニュアルでは対応が困難な原因不明の健康危機の発生に備え、「東京都衛生局健康危機管理対策基本方針」を定め、平成12年４月、その具体的な手順として「健康危機管理マニュアル」を策定した。

南多摩保健所においても、被害発生規模が大きい、原因が推定できない、または複数の要因が考えられるなど、既存のマニュアル等で対応できない事態が発生した場合に備え、平成13年度に「南多摩保健所健康危機管理マニュアル」（平成19年度改正）、平成17年度に「南多摩健康危機管理計画」を策定した。また、健康危機管理に対し、未然防止策、発生時対策及び拡大防止策等を協議するとともに、関係機関との連携を図ることを目的として、平成16年度に「南多摩健康危機管理対策協議会」を設置している。

東京都は、平成20年度より、新型インフルエンザ等の大流行に際して健康被害を最小限に抑えるため、適切な医療を提供できる体制整備の促進を目的に、都内を10のブロックに分け、ブロックごとに実施する「新型インフルエンザ等感染症地域医療体制整備事業」を開始した。

南多摩保健所では、南多摩ブロックの事務局として感染症地域医療体制ブロック協議会の運営等を行っている。

（２）健康危機対処計画

令和５年３月に地域保健対策の推進に関する基本的な指針が改正され、保健所は、平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、「健康危機対処計画」を策定することとされた。南多摩保健所においても、令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症対応の実績等を踏まえ、新興感染症発生時の速やかな有事体制への切り替えや体制構築のための人材確保・育成、関係機関との連携等を盛り込んだ「南多摩保健所健康危機対処計画（感染症編）」を令和６年３月に策定した。新興感染症の発生に備え、平時から管内市職員を対象とした研修、訓練や関係機関との会議等を開催している。

また、令和６年４月に南多摩健康危機管理対策協議会に南多摩保健所健康危機対処計画協議部会を設置し、新興感染症発生時の実効性を担保するため、計画に基づく研修、訓練の検討や効果検証等を行っている。

表 8－１ 研修・訓練開催の状況

対象者	実施日	参加人員	場所	内容
管内の市・保健所職員	７月４日	18名	南多摩保健所	感染症対策基礎研修兼実践型訓練「南多摩保健所管内３市合同感染症予防対策（防護服着脱）訓練」 １ 講義（感染症の基礎知識等） ２ N95マスクフィットテスト ３ 防護服着脱訓練

対象者	実施日	参加人員	場所	内容
南多摩健康危機管理対策協議会委員	7月8日	37名	南多摩保健所及び各関係機関	情報伝達訓練 南多摩健康危機管理対策協議会連絡窓口一覧を使用したメール等による情報伝達
管内の市・保健所職員	3月4日	16名	南多摩保健所	災害対策兼感染症対策研修「令和6年能登半島地震災害派遣報告～嘔吐があった時の感染症対策～」 1 講義（令和6年能登半島地震災害派遣報告） 2 嘔吐があった時の感染症対策についての講義及び演習

表 8－2 各種会議開催状況

会議名	開催日	委員数	場所	議 事 内 容
南多摩健康危機管理対策協議会	7月8日から 8月2日	39名	書面開催	1 会長の選任について 2 情報伝達訓練について 3 南多摩健康危機管理対策協議会設置要綱改正について（報告）
第1回南多摩保健医療圏感染症地域医療体制ブロック協議会兼第1回南多摩保健所健康危機対処計画協議部会	10月2日	16名	オンライン開催	1 南多摩保健所健康危機対処計画に関する取組について
第2回南多摩保健医療圏感染症地域医療体制ブロック協議会兼第2回南多摩保健所健康危機対処計画協議部会	3月12日	16名	オンライン開催	1 令和6年度南多摩保健所健康危機対処計画に関する取組について 2 令和7年度南多摩保健所健康危機対処計画に関する研修、訓練案について

9 市町村等連絡調整

新型コロナウイルス感染症対応を受けて、令和4年11月「感染症対応を踏まえた都保健所のあり方検討会」（以下「あり方検討会」という。）が設置され、今後の都保健所の組織体制や業務運営等のあり方等について議論がなされた。

令和5年8月末に取りまとめた報告書では、都保健所の市町村支援機能を更に強化し、地域の健康課題に市町村と連携して取り組み、地域保健サービスの推進に繋げることが必要であるという意見をいただいた。それを受け、令和6年1月、保健医療局より公表された「都保健所の体制・機能の強化について」では、今後の都保健所の体制・機能強化策の一つとして、市町村等関係機関との連携強化を図るため、市町村連携課を新設する方針が示され、令和6年4月に市町村連携課が設置された。

（1）区市町村包括補助事業（保健医療政策）

東京都は、市町村が行う地域の保健医療施策を支援し、多摩地域及び島しょ地域の保健医療施策を総合的に向上させることを目的として、平成16年度に「市町村地域保健サービス総合支援制度」を創設した。

その後、平成19年度に各種の個別補助事業を包括化し、区市町村包括補助事業を開始した。南多摩保健所では、保健医療政策に係る区市町村包括補助事業について、圏域内5市の事務取りまとめを行っている。

ア 制度の概要

この補助制度は、身近な地域保健サービスの推進主体である区市町村が自主的・主体的に事業を展開できるよう支援するもので、補助メニュー（実施要綱中に規定した事業）の中から地域の実情に応じた事業を選択する「包括的補助方式」を導入している。補助率は、先駆的事业は10分の10（1事業上限1,000万円）、選択事業は2分の1、一般事業はポイント制となっている。

イ 対象事業

- （ア）先駆的事业 医療保健分野の新たな課題に取り組む試行的事業で、都が例示するものの他、区市町村の創意工夫によるもの。
- （イ）選択事業 都が目指す医療保健政策の実現を図るために列挙する事業から、区市町村が選択して実施するもの（政策誘導型）、また区市町村が地域の実情を踏まえ、医療保健分野において独自に企画・実施するもの（提案型）。
- （ウ）一般事業 市町村が自主的に取り組む次の事業。
 - a （特定事業）初期救急事業
 - （a）休日急病診療事業
 - （b）休日歯科応急診療事業
 - b 保健医療サービスの充実に資する事業

表 9－1 令和 6 年度保健医療政策区市町村包括補助事業

市 名	先駆的事業	選択事業	一般事業	計
八 王 子 市	1	21	2	24
町 田 市	－	20	5	25
日 野 市	1	22	6	29
多 摩 市	1	18	4	23
稲 城 市	－	11	1	12
計	3	92	18	113

(2) 地域保健医療に係る市町村への支援に関する連絡調整

圏域各市について、地域保健医療に係る情報提供・情報収集及び連絡調整を行っている。

表 9－2 連絡会等の開催状況

会議名	開催日	会 場	内 容
管内 3 市健康主管課・保健所連絡会	令和 6 年 5 月 14 日 6 月 11 日 8 月 6 日 9 月 10 日 10 月 8 日 11 月 12 日 12 月 10 日 令和 7 年 1 月 14 日 2 月 12 日 3 月 11 日	オンライン 開催	・保健所からの連絡、情報提供等 管内の感染症発生動向、受動喫煙防止キャンペーン、オーバードーズ対策 など ・市からの情報共有、情報交換等 定期予防接種関係 など
3 保健所・5 市連絡会	令和 6 年 7 月 10 日 12 月 26 日	オンライン 開催	・南多摩保健医療圏地域推進プランについて ・第 25 回南多摩保健医療圏地域保健医療福祉フォーラムの報告、災害対策の情報交換 など
南多摩保健医療圏 5 市 3 保健所統括保健師・調整担当保健師等連絡会	令和 6 年 8 月 23 日 令和 7 年 2 月 7 日	南多摩保健所	・人材育成について ・災害対策・母子保健関係の情報交換 など

10 補助金審査事務

平成9年4月から国や都が実施する市町村等への各種補助事業について、その交付申請から実績報告に至る審査を保健所で行うことで、南多摩保健医療圏（八王子市及び町田市を除く）各市における窓口の一本化と連携の強化及び地域の保健サービス水準の向上を図っている。

令和6年度に審査対象となった補助金は以下のとおり。（管理課所管）

- ・健康増進法等による健康増進事業に係る都補助金
- ・予防接種健康被害者救済措置に係る都負担金等